

## 第4章 緑地の保全及び緑化推進のための施策

緑地の保全及び緑化の推進のための施策は、目標を実現するための公園緑地等の整備、緑地の保全及び都市緑化の推進のための施策の方針について示します。

また、「持続可能な開発目標（SDGs）」実現を目指す視点を踏まえた施策を推進します。



住み続けられる  
まちづくりを

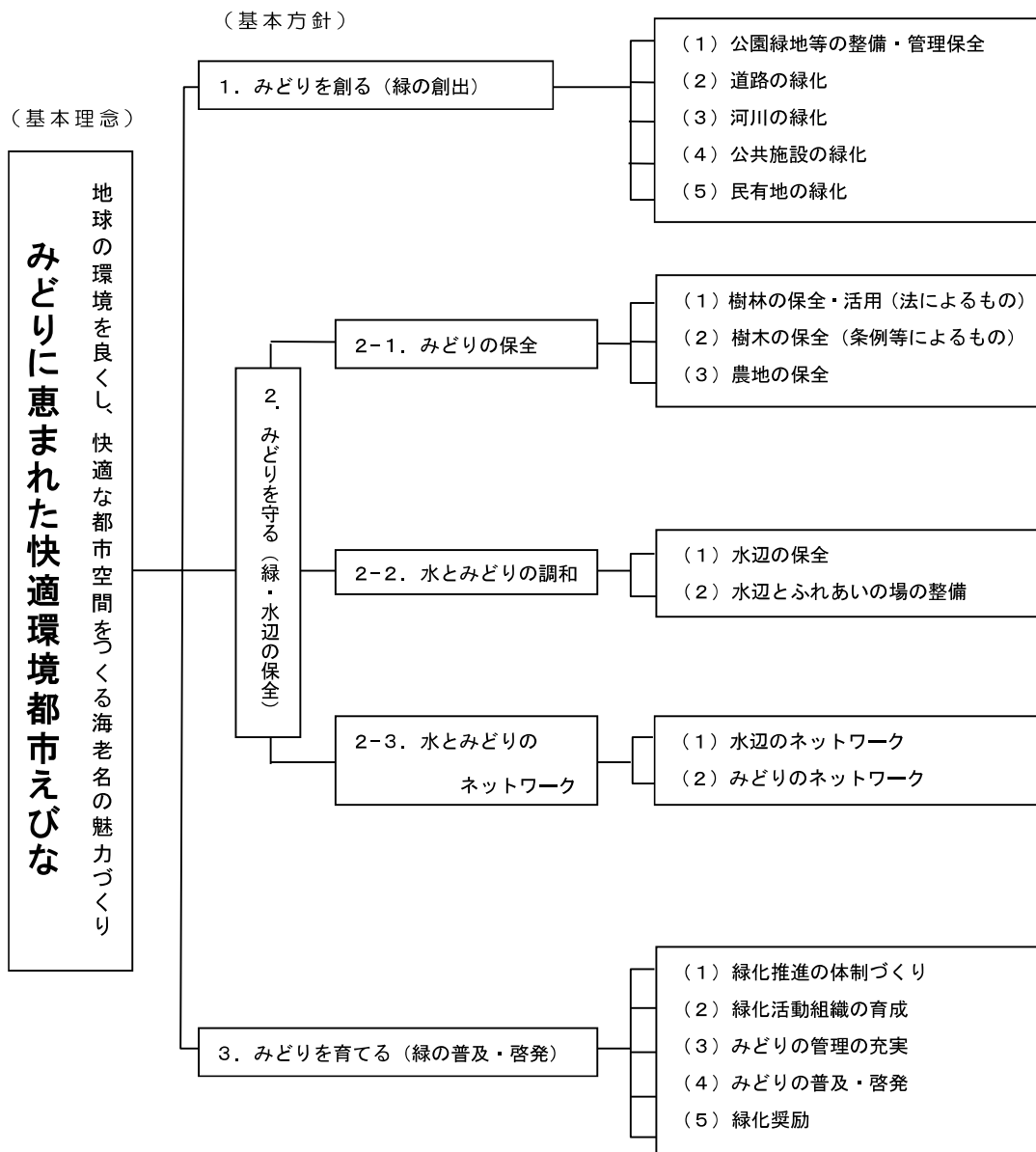


気候変動に具体的  
な対策を



陸の豊かさを守ろう

（施策）



■図表4-1 施策の体系

※上記施策については、「PDCA」サイクルを踏まえて実施します。

# 1 みどりを創る（緑の創出）

みどりを守る施策と連携を図りながら、市民が自然とふれあうことができる場を創出し、日常的な散策路、教育環境、レクリエーションの場として公園・緑地を活用します。

社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応できるよう、都市公園等の機能の見直しなどを行い、既存ストックの保全や活性化による、地域特性を生かした緑の創出を進めます。

## (1) 公園緑地等の整備・管理保全

### ① 都市公園

【都市公園の整備目標】

都市公園の整備目標は次に示すとおりです。

■図表 4-2 都市公園の目標年次の整備目標

種別	年次		中間年（令和11年）						目標年（令和21年）					
			市街化区域			都市計画区域			市街化区域			都市計画区域		
			ヶ所	面積(ha)	m <sup>2</sup> /人	ヶ所	面積(ha)	m <sup>2</sup> /人	ヶ所	面積(ha)	m <sup>2</sup> /人	ヶ所	面積(ha)	m <sup>2</sup> /人
施設緑地	基幹公園	住区基幹公園	59	13.12	1.04	62	13.42	1.00	62	15.05	1.25	64	15.24	1.19
		近隣公園	5	8.62	0.68	6	11.29	0.84	6	9.62	0.8	7	17.42	1.36
		地区公園				1	3.7	0.28				2	8.3	0.65
		都市基幹公園	1	17.52	1.39	1	17.52	1.31	1	17.52	1.46	1	17.52	1.37
		運動公園												
	基幹公園計	65	39.26	3.12	70	45.93	3.43	69	42.19	3.52	74	58.48	4.57	
	特殊公園	風致公園	1	1.23	0.1	1	1.23	0.09	1	1.23	0.1	1	1.23	0.1
		動植物園												
		歴史公園	3	0.88	0.07	3	0.88	0.07	6	6.02	0.5	6	6.02	0.47
		墓園												
		その他												
	広場公園	3	0.32	0.03	3	0.32	0.02	3	0.32	0.03	3	0.32	0.03	
	広域公園													
	緩衝緑地													
	都市緑地	9	8.4	0.67	11	18.7	1.4	52	18.49	1.54	54	28.79	2.25	
緑道	3	0.74	0.06	4	1.16	0.09	3	0.74	0.06	4	1.16	0.09		
都市林														
国の設置によるもの														
都市公園計	84	50.83	4.03	92	68.22	5.09	134	68.99	5.75	142	96	7.5		
人口(人)			126,000			134,000			120,000			128,000		
面積(ha)			1,440			2,659			1,480			2,659		

【都市公園の整備等方針】

ア) 官民連携による都市公園の活性化

指定管理者制度や公募設置管理制度の活用を検討し、民間活力の導入によるにぎわいの創出や既存都市公園のサービス向上など、都市公園の魅力向上に努めます。

<制度を活用した公園整備イメージ>



※公募管理設置制度の活用によるカフェ等収益施設の設置

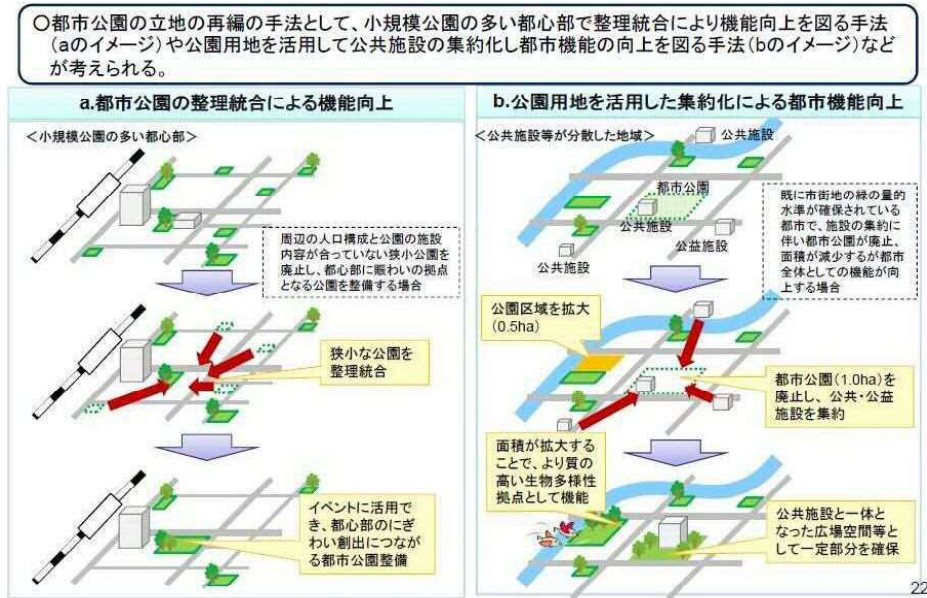
カフェ等の収益による広場、園路整備

■図表 4-3 出典：国土交通省 HP

イ) 地域特性に配慮した公園の再編及び機能向上

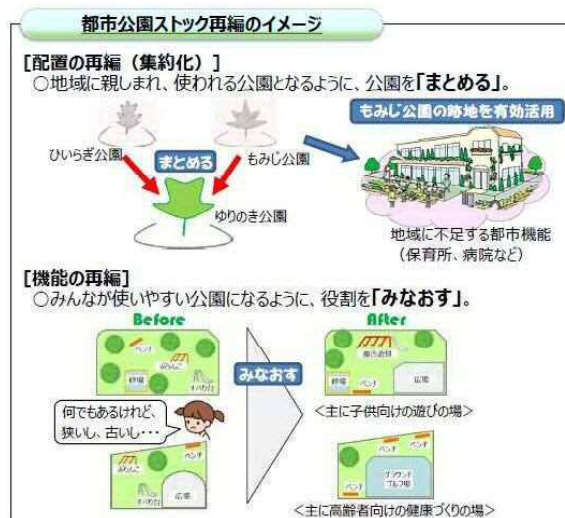
魅力が低下している公園について、子育て支援、高齢社会への対応、周辺の人口構成、利用者ニーズ等に基づいた機能分担の整理を行い、公園の再編等、地域の活性化や都市機能の向上について検討します。

都市公園の魅力を引き出すため、地域の特性に配慮した柔軟な利用について検討します。



※小規模公園の統廃合など公園の再編及び公園用地を活用した都市機能の向上

■図表 4-4 出典：国土交通省 HP



※配置の再編（集約化）による公園の拡大及び跡地の有効活用

※公園機能の見直しによる魅力の向上（地域のニーズに合った公園機能）

■図表 4-5 出典：国土交通省 HP

ウ) 都市公園等の適切な保全（公園施設の再整備等）

- ・公園施設の長寿命化計画に基づき、老朽化した遊具や公園施設の計画的な修繕や改修工事等により、既存都市公園の活性化や安全な都市公園として管理します。
- ・樹木管理や公園灯の LED 化により公園内を明るくすることで防犯機能を充実します。



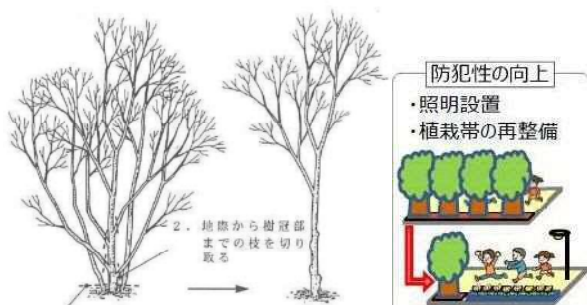
※老朽化した公園施設の改修や再整備による  
都市公園の適切な管理

魅力の向上による公園の活性化

■図表 4-6 出典：国土交通省 HP

エ) 公園・緑地の植栽管理

樹木の特性に応じた植物の配置とするために間伐をするなど適切な管理を行います。  
また、創設された森林環境譲与税を活用し、緑地の保全等を行います。



※大きくなりすぎた灌木を小径木にする

※都市公園としての適切な樹木管理による防犯性の向上

■図表 4-7 出典：(一財)日本緑化センターHP

出典：国土交通省 HP

【都市公園の配置方針】

ア) 街区公園

a 配置方針

・街区公園は、市民に最も身近な公園として市街化区域（将来市街地も含む）を対象に  
適正配置に努めます。また、小規模公園の統廃合などによる公園の再編を行います。

b 整備の考え方

・平成 30 年 4 月時点で 49 箇所 12.03ha の整備量を、令和 21 年度末までに 64 箇所 15.24  
ha に拡大します。

・防災機能の面からは、一時避難地が不足している地域を優先して整備します。

・公園利用状況、基幹公園の密度など地域特性を考慮し、より良好な公園としての行政  
サービスの向上を目指し、公園統廃合などによる新たな公園整備を行うことを検討し  
ます。

・児童遊園等の機能を見直し、利活用が可能なものについて街区公園に位置付けます。

イ) 近隣公園

a 配置方針

- ・中新田地区と杉久保地区の2箇所近隣公園を設置し、7箇所に拡大します。
- ・海老名中央公園は指定管理者制度を活用します。

b 整備の考え方

- ・平成30年4月時点で5箇所9.92haの整備量を、令和21年度末までに7箇所17.42haに拡大します。
- ・現在整備されている東柏ヶ谷近隣公園、海老名中央公園、大谷近隣公園、北部公園、中野公園の5箇所の近隣公園に加えて、配置バランスを考慮して中新田・大谷・杉久保地区の既存公園の拡大を進めます。また、防災機能の強化等を図り近隣公園に位置付けます。
- ・既存の近隣公園についても長寿命化計画に基づき施設の再整備を行います。

ウ) 地区公園

a 配置方針

- ・市の中部、南部にそれぞれ1箇所配置します。
- ・南部地区公園については、高座清掃施設組合が整備を進めている本郷ふれあい公園を位置付けます。

b 整備の考え方

- ・中部地区公園・・・海老名駅周辺地区市街地整備に伴い、市役所に隣接し、防災拠点としての機能を有する公園として整備します。
- ・南部地区公園・・・高座清掃施設組合が整備する本郷ふれあい公園を位置付けます。  
令和元年度に一部開園し、令和6年度以降に全体を開園する計画です。

エ) 運動公園

- ・海老名運動公園が17.52ha開設しており、スポーツ施設の再整備を行います。
- ・相模川自転車道と一体的に利用できるよう検討します。

オ) 特殊公園

・風致公園

平成30年4月時点で清水寺公園1.23haを開設しており、今後もその維持管理します。

・歴史公園

平成30年4月時点で3箇所0.88haを開設しており、令和21年度末までに史跡地の歴史公園化について検討します。

カ) 広場公園

平成30年4月時点で2箇所0.24haを開設しており、今後は都市公園等の再配置を検討し、3箇所に拡大します。

キ) 都市緑地

- 平成 30 年 4 月時点で 11 箇所 18.7ha 開設しており、適正管理に努めます。
- 市街化区域内で自然緑地保全区域に指定されている民有地について、令和 21 年までに都市緑地化について検討します。
- 樹林の急傾斜地の土砂災害に備え、安全性を高めます。
- 森林環境譲与税などの活用による間伐や良好な樹林地の拡充により森林の質を高め、市民の憩いの場や子どもの遊び場としての緑地を確保します。
- 隣接する自然緑地保全区域などと共に一群の樹林地を形成している緑地については、緑の充実について配慮します。

ク) 緑道

- 平成 30 年 4 月時点で 3 箇所 0.96ha を開設しています。
- 土地区画整理事業により整備される緑道を位置付けて、4 箇所へ拡大します。

## ② 公共施設緑地

### 【整備目標】

公共施設緑地の整備目標は次に示すとおりです。

■図表４－８ 目標年次における公共施設緑地の整備目標

種別	年次	中間年（令和11年）						目標年（令和21年）					
		市街化区域			都市計画区域			市街化区域			都市計画区域		
		整備量		㎡/人	整備量		㎡/人	整備量		㎡/人	整備量		㎡/人
		ヶ所	面積(ha)		ヶ所	面積(ha)		ヶ所	面積(ha)		ヶ所	面積(ha)	
公共施設緑地	児童遊園	82	2.94	0.23	88	3.58	0.27	82	2.94	0.25	88	3.58	0.28
	環境施設帯	1	1.4	0.11	2	5	0.37	1	1.4	0.12	2	5	0.39
	運動場等	2	0.63	0.05	3	5.76	0.43	0	0	0	0	0	0
	市民農園	3	0.2	0.02	23	2.61	0.19	3	0.2	0.02	23	2.61	0.2
	自転車歩行者専用道路	2	4.07	0.32	2	4.43	0.33	2	4.07	0.34	2	4.43	0.35
	教育施設	9	16.4	1.3	22	39.55	2.95	9	16.4	1.37	22	39.55	3.09
	公共空地等	7	6.33	0.5	11	7.25	0.54	7	36.17	3.01	12	37.25	2.91
	調整池	5	2	0.16	6	2.09	0.16	5	2	0.17	6	2.09	0.16
計	111	33.97	2.7	157	70.27	5.24	109	63.18	5.27	155	94.51	7.38	
人口（人）		126,000			134,000			120,000			128,000		
面積(ha)		1,440			2,659			1,480			2,659		

### 【配置方針】

#### ア) 児童遊園

- 平成30年4月時点で児童遊園は94箇所4.69haとなっています。今後は街区公園化の検討や街区公園の整備状況を勘案しながら、児童遊園の再編を検討します。

#### イ) 運動場等

- 平成30年4月時点で中野多目的広場4.62ha、下今泉及び今里庭球場の庭球場2箇所0.63haを位置付けています。令和元年度には、多目的に利用できるスペースとして中野多目的広場の拡張を行い、今後もスポーツ・レクリエーション利用者等の利便性向上を図ります。
- 令和21年度末までに中野多目的広場、下今泉及び今里庭球場等運動施設の都市公園化について検討します。

#### ウ) 市民農園

- 平成30年4月時点で23箇所2.61haが整備されており、市民の余暇活動の多様化に応じて、海老名市農業振興プランの事業として市民農園の整備を図ります。

#### エ) 教育施設

- 平成30年4月時点で市立小中学校19箇所と県立高等学校3箇所の計39.55haを緑の拠点となる施設として位置付けています。今後は、再編計画との整合を図りながら、緑の確保に努めます。

オ) 自転車歩行者専用道路

- ・平成30年4月時点で2箇所2.97ha整備されており、令和11年には相模川自転車道整備事業における区間の拡大が予定されています。
- ・整備済みのサイクリング道路及び水と花と緑のこみちについて適正管理に努めます。
- ・土地区画整理事業により整備される歩行者専用道路を新たに位置付けます。

カ) 環境施設帯

- ・平成30年4月時点で東名高速道路とさがみ縦貫道路の計5.0ha整備されており、今後は(都)第二東名自動車道の整備を推進します。
- ・(都)第二東名自動車道の整備において、両側幅約20mの環境施設帯を位置付けます。

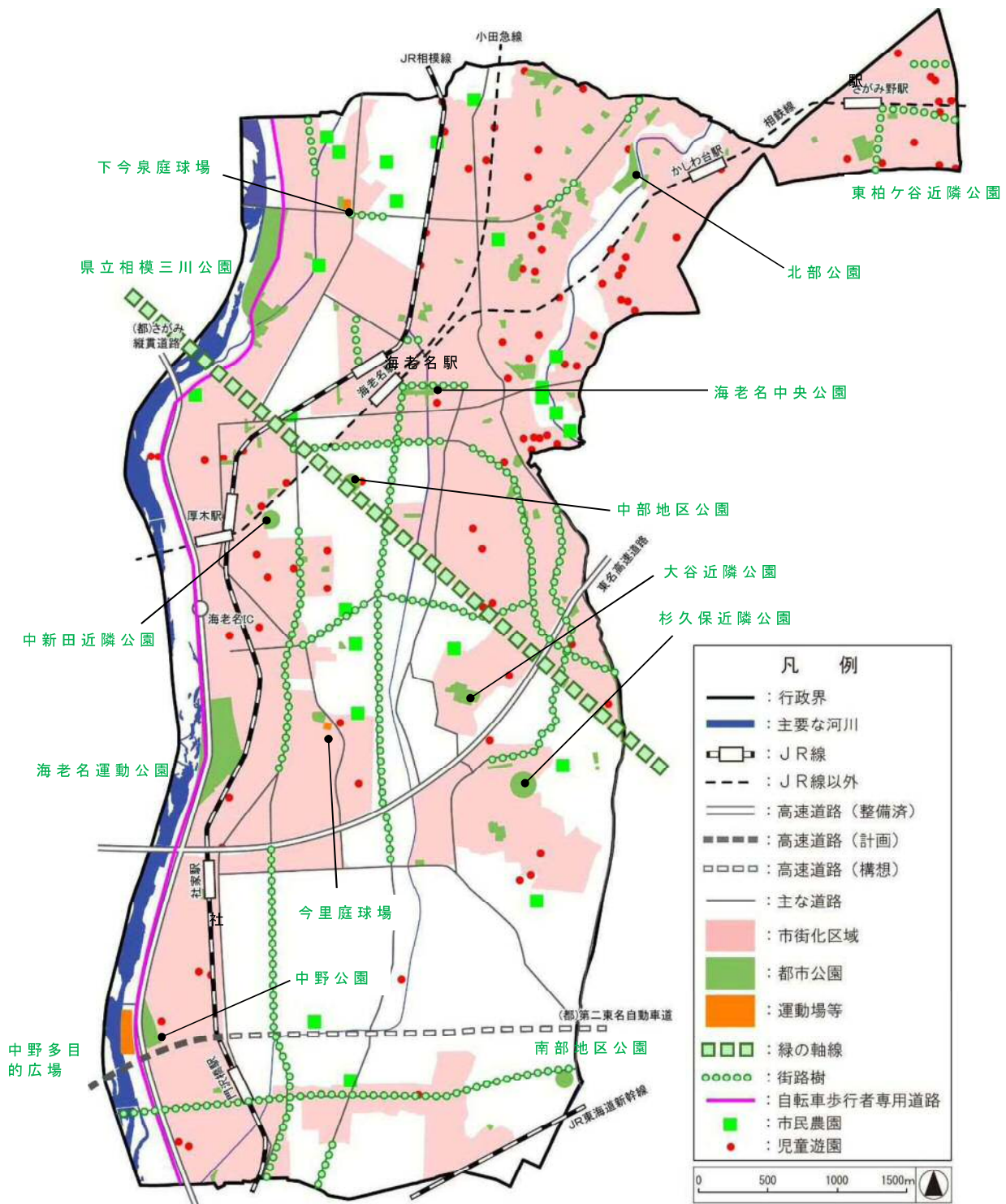
キ) 公共空地

- ・平成31年3月時点で公共空地は10箇所0.73haあります。今後も他の公園等の整備状況を勘案しながら、適正配置及び施設の活用について検討を進めます。

ク) 調整池

- ・平成30年4月時点でオープンスペースとして市所有の調整池5箇所2.0haが設置されており、適切な管理によりこれを維持します。
- ・今後、土地区画整理事業によって整備される調整池について、オープンスペースとして適切な管理を行います。





都市公園及び主な公共施設緑地の配置計画図

### ③ 民間施設緑地

#### 【公開空地】

- ・平成 30 年 4 月時点で市役所跡地開発地区と東柏ヶ谷地区に整備された公開空地 0.61ha を位置付けています。今後も中心市街地等においては、地区計画等に基づく公開空地の創出を図ります。

#### 【民間グラウンド】

- ・平成 30 年 4 月時点で 1 箇所 2.4ha が整備されており、それを維持することに努めます。

#### 【社寺境内地】

- ・平成 30 年 4 月時点で境内地等 48 箇所 14.67ha を位置付けています。

#### 【調整池】

- ・平成 30 年 4 月時点でオープンスペースとして民間所有の調整池 3 箇所 2.48ha を位置付けており、それを維持することに努めます。

## (2) 道路の緑化

### ① 整備済み道路の緑化

- ・緑化が不十分な整備済みの幹線道路については、樹種を選択や量感のある植栽方法の導入等を検討し、歩道植樹帯、街路樹等の再整備に努めます。

### ② 緑の維持・管理

- ・街路樹としての美しさを発揮させるために全体を一定水準に維持するよう管理を行います。
- ・街路樹の生育空間の制約に対応した剪定を進めます。
- ・樹木診断を行い、衰えた樹木の倒木、枝折れなど危険性のある樹木を早期に発見し、適切な処置を図ります。
- ・樹種に応じて雨水浸透効果の高い舗装や植栽柵の改善を図ります。
- ・定期的な点検と巡視を行います。
- ・沿道住民による病害虫等の早期発見等、管理への協力や植栽柵での花づくり等市民協働による緑化推進に取り組みます。

### ③ 計画道路の整備に伴う緑化

- 都市計画道路や幹線道路の整備にあたっては、積極的な緑化に努めます。

### (3) 河川の緑化

#### ① 鳩川、永池川、目久尻川等の自然環境の保全・創出及び水辺の整備

- ・鳩川は、良好な自然環境の保全と整備に努めるとともに、相模三川公園との連携を図り、地域のコミュニケーション拠点となる水辺空間の整備を図ります
- ・永池川は、河川改修を促進し治水安全度の早期向上を図るとともに、散策路の一体的整備を図ります。
- ・目久尻川は、北部公園の整備と合わせ堤内地の湧水を活用したビオトープや自然観察広場と一体となった水辺環境を創出するとともに、親水施設の整備を図ります。



《 鳩川と相模三川公園 》

#### ② 農業用水路の整備

- ・市内中央部に位置する相模川左岸農業用水路は、水と花と緑のこみちとして管理し、みどり豊かな空間の形成を図ります。

#### ③ 湧水の保全・活用

- ・湧水池と周辺緑地を保全するとともに、身近な自然にふれあえる場として適切な管理に努めます。

### (4) 公共施設の緑化

#### ① 庁舎等の緑化推進

- ・緑化推進のモデル施設として、庁舎等の公共施設に対する緑化を推進します。
- ・市役所庁舎においては、緑の充実を進め、緑のカーテン等を設置するなど、市民に対して緑化意識の普及・啓発を図ります。

#### ② 公共住宅等の緑化

- ・市営住宅の建設及び建て替えに際しては、住宅地の環境に適した緑化を行うとともに、既設住宅の緑化を維持管理し、快適な居住環境を形成します。

#### ③ 学校緑化

- ・次代を担う子供たちが、自然と親しみ、豊かな人間性を育むことができるよう、学校緑化は施設の状況に応じて適正な管理・保全を図ります。また、小学校の校庭の一部芝生化を実施しており、児童生徒の活動場所として緑化の推進を図ります。

## (5) 民有地の緑化

### ① 住宅地

- ・緑豊かなまちづくりを目的とした地域緑化を進めるために、緑化を推進する市民団体の緑化活動を奨励します。

### ② 工場・事業所等

- ・事業所、工場等の緑化を促進します。
- ・緑には、大気浄化、防火効果等の機能に加えて、生活環境を保全する効果があり、市内の事業所や工場等が地域社会と一体化するために、地域住民に親しまれる緑化を奨励します。
- ・地域住民に親しまれる公共性の高い緑地の形成を誘導します。

### ③ 中心市街地等

#### 【海老名駅周辺の緑化推進】

- ・本市の中心となる海老名駅を中心に、その周辺地区の緑化を図り、多くの市民が緑にふれあうことができることを目指します。

#### 【既成市街地の整備事業による緑づくり】

- ・防災面の向上や居住環境の改善のための既成市街地の整備にあたっては、公園・緑地の整備、道路の緑化、公共施設の緑化を行い、総合的な緑地整備に配慮したまちづくりを推進します。

#### 【土地区画整理事業や市街地再開発事業等による緑づくり】

- ・土地区画整理事業等による新市街地の整備にあたっては、防災に強いまちづくりを目指すとともに、公園用地の確保、道路の緑化を行い、新たに緑地を創出します。

#### 【一般保留区域による緑づくり】

- ・一般保留区域である市役所・海老名総合病院周辺については、事業により生みだされる緑のネットワーク化を推進するとともに、基幹公園の整備に取り組みます。



《 海老名中央公園 》

## 2 みどりを守る（緑・水辺の保全）

---

緑と調和した市街地の形成を図るため、緑地や優良な農地を保全するとともに、都市農業としての関心を高め、これまで存続してきた田園景観の保全に努めます。

### 2-1. みどりの保全

#### (1) 樹林の保全・活用

- ・海老名市環境保全条例に基づく自然緑地保全区域の指定促進により樹林地の保全を図ります。
- ・土地の所有者と地方公共団体等が契約を締結することで、住民が利用する市民緑地として管理し、公開する制度（市民緑地制度：都市緑地法第55条）の活用について推進し、都市における貴重な緑の空間の保全・創出を図ります。
- ・丘陵地帯に残る斜面緑地については、自然緑地保全区域の指定により保全を図り、長期目標として、市街化区域内については都市緑地に指定するなど、将来的にも担保される緑地として、生物多様性に配慮した緑地の形成を推進します。
- ・森林環境譲与税を活用することにより、樹林を保全します。

#### (2) 樹木の保全

- ・郷土景観の重要な役割を担う大樹は、海老名市環境保全条例に基づく保存樹木等の指定により保全していきます。

#### (3) 農地の保全

- ・市街化区域の農地は、平成30年4月時点で24.7haを生産緑地地区に指定しています。市街地の中の貴重な都市環境の形成を図るため、適正に指定・保全します。
- ・指定後30年経過した生産緑地については、特定生産緑地の指定等により保全を図ります。
- ・農振農用地を中心に、市街化調整区域の優良農地は防災、緑地効果等多様な機能を有することから保全に努めます。

### 2-2. 水とみどりの調和

#### (1) 水辺の保全

- ・相模川の水面及び高水敷は、海老名市の重要な緑の骨格として、河川法に基づく有効な緑地空間として保全します。
- ・河川のそれぞれの区間の特性に応じて、自然保全ゾーン、自然利用ゾーン、施設利用ゾーン、整備自然ゾーンなどにゾーン分けし、豊かな自然環境を活かした利用を行います。
- ・鳩川、永池川、目久尻川についても、河川法に基づく有効な緑地空間として、水辺の保全を行います。

#### (2) 水辺とふれあいの場の整備

- ・水辺空間を保全し、自然とのふれあいの場を創出するとともに、相模川、鳩川及び目久尻川などの市民に親しまれてきた河川空間を活用します。

## 2-3. 水とみどりのネットワーク

### (1) 水辺のネットワーク

- ・鳩川、目久尻川の水辺空間と周辺緑のネットワークについて保全を図ります。
- ・永池川についても市民に親しまれる水辺空間の整備を推進し、ネットワーク化を図ります。
- ・河川、水路等、市民に親しまれる水辺空間について、生物多様性の確保の観点から、動植物の生息地又は生育地としての連続性を保つためネットワーク化を図ります。

### (2) みどりのネットワーク

- ・街路樹や公園緑地、緑道などの緑をつなぐネットワーク化を図り、生物多様性に配慮した緑地等の配置に努めます。

### (3) ふるさとの道ネットワーク

- ・斜面緑地、公園や神社・寺院などのふるさとの緑をつなぐネットワーク化を図ります。



《 令和元年度 花とみどりの写真コンクール 》  
入選作品「水辺」(水と花と緑のこみち)

《 令和元年度 花とみどりの写真コンクール 》  
入選作品「大樹」(相模国分寺跡)



### 3 みどりを育てる（緑の普及・啓発）

---

緑化活動を推進するために市民と行政との協働を充実させるとともに、事業所における緑化の推進及び指導・啓発を図ります。

#### （1）緑化推進の体制づくり

- ・市民との緑化活動の協働を推進します。
- ・まちづくり条例に基づき、開発が行われた際の高木、中木、低木の植樹本数と緑化面積を確保し、緑化による快適な市民生活の確保に努めます。
- ・緑の保全に係わる事業及び緑化の推進を図る事業を推進するため、その財源となる基金等について充実を図ります。

#### （2）緑化活動組織の育成

##### ① 緑の活動団体の設置及び育成

- ・身近な公園等を地区住民が自主的に維持・管理することや、緑化を推進するための市民団体の育成を目指します。

##### ② 管理ボランティアの育成

- ・身近な街区公園等の管理は自治会による「ボランティア」を推進します。
- ・その他公園緑地等については、市民有志により管理を行う「ボランティア」を推進します。

#### （3）みどりの管理の充実

##### ① 保存樹木や保全区域の管理助成

- ・海老名市環境保全条例に基づき指定された自然緑地保存樹木や自然緑地保全区域については、市民の貴重な財産であり、管理費の助成等を行います。

##### ② 公共緑地の管理体制の確立

- ・公園、緑地、街路樹や緑地内の花壇などの植物は定期的な管理が重要であることから、各所管部局の管理体制や地域住民の手によって緑を育てる体制を確立することに努めます。

##### ③ 里山保全の市民ボランティアの支援・育成

- ・里山保全の市民ボランティアは、すでに市内の森林保全に大きく寄与しており、市は用具貸し出しなどの支援をしています。今後は県の「里地里山保全団体支援制度」と整合を図りながら、ボランティアの育成・支援を強化していきます。

#### (4) みどりの普及・啓発

##### ① みどりの普及・啓発の推進

- ・小学生を対象に緑化ポスターコンクール、里山体験や植樹など緑の普及・啓発活動を推進します。
- ・子供から大人まで市民を対象とし、身近な緑に関心を持つことができるように、緑に関する写真コンクールなどの啓発活動を推進します。

##### ② 緑いっぱい運動の推進

- ・緑化推進を市民にアピールするために、市民の目に触れやすい箇所を利用して花などの植栽を通して緑の普及・啓発を推進します。



《 令和元年度 緑化ポスターコンクール入選作品 》

#### (5) 緑化奨励

##### ① 公共施設の緑化奨励

- ・地域住民が行う公園等公共施設の美化活動に合わせ、地域住民による花と緑などの植栽活動を奨励するとともに、市で緑化資材の提供を行うなど支援活動を展開します。

##### ② 市民による公共用地への花壇等設置管理支援

- ・公共用地への市民による花壇などの設置管理について制度の充実を図り、花壇等の設置を促進するとともに、より効果的な活動にするための支援を行います。



《 地域緑化団体により植えられた芝桜 》